

## 第7回 定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年7月28日(金) 午前9時30分から午前10時40分
2. 開催場所 都農町役場本館会議室
3. 出席委員 1番 土工 武徳 2番 森川 真由美 3番 丸小野 美佐子 4番 三輪 篤志  
5番 黒木 照男 6番 山口 安彦 7番 河野 通廣 8番 増崎 公敬  
9番 黒木 博 10番 黒木 満 11番 黒木 定雄 12番 江藤 芳浩  
13番 黒木 直子 14番 河野 良一 15番 塩月 傳三 16番 江藤 美智也
4. 欠席委員 なし
5. 議事日程
  - (1) 会長あいさつ
  - (2) 議事録署名委員の指名
  - (3) 会期の決定
  - (4) 諸報告
  - (5) 議事
    - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
    - 議案第2号 農地法第3条の規定による買受適格証明願いについて
    - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可の取り消しについて
    - 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
    - 議案第5号 農用地利用集積計画(所有権設定)の決定について
    - 議案第6号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
6. その他
  - 農用地利用配分計画の認可について(報告)
  - 農地パトロール報告(3班)
  - 農地利用状況調査について
7. 農業委員会事務局職員
  - 事務局長 野津手 道信
  - 事務局長補佐 辰野 藤 徳
  - 農政係長 吉川 理 恵
8. 会議の概要

1. 開会

○局長

ご起立ください。

ただ今から、第7回定例農業委員会総会を開会いたします。

一同礼。

○議長

それでは、改めましておはようございます。新制度に移行してからの初めての総会ということでございますけれども全員出席ということで、初めての方は分からない部分もあるかと思っておりますけれども、それぞれ勉強しながらきてもらいたいというふうに思っております。稲刈りも始まりまして大変暑い日が続いておりますけれども、都農町でも熱中症ということで事故が起きたという事案も発生しておりますけれども、体調管理には十分注意をしていただきたいというふうに思いますが、本日は議案に対しましては慎重に審議のほうをよろしくお願いを申し上げまして、簡単ですけど挨拶といたします。

2. 議事録署名

委員の指名

○議長

それでは、「議事録署名委員の指名」を行います。

都農町農業委員会会議規則第13条の規定により議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということで、本日の議事録署名委員を2番委員と3番委員をお願いいたします。

なお、本日の書記は事務局の辰野補佐と吉川係長の両職員をお願いいたします。

3. 会期の決定

○議長

次に「会期の決定」ですが、本日1日限りで異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしということで、会期は本日1日限りと決定といたします。

4. 諸報告

○議長

それでは「諸報告」を行います。

(省略)

以上で「諸報告」を終わります。

5. 議事

○議長

それでは、「議事」に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙のとおり農地法第3条の規定による許可申請の許可を求めます。ということで挙がっております。

じゃ、事務局お願いいたします。

○局長

※整理番号1(受付番号29)の議案書を局長が朗読。

【申請者】譲受人：■■■■■(■■■)

譲渡人：■■■■■(■■■)

【移動区分】売買

【経営状況】家族：3人 労働力：2人 経営面積：0㎡

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 地目：畑 面積：5,286㎡

○議長

新規就農者ということでございますが、担当委員からの説明をお願いいたします。

○12番委員

あの、先日ですね。利用者と面会することはできなかったのですが、電話で一応聞き取りをしました。その中で話して、譲渡人であります■■■さんのほうからはですね。そのような形で進んでおりますということで、■■■さんとの間にですね。そういう形でお話はうかがいました。それで、あの、先ほど事務局から説明がありましたように、将来のいわゆる申請についての将来の考えという中においてですね。ちょっと私が聞いた部分と若干、若干と言いますか、違うというのですね。一応アボカドというのが入っていますが、一応このアボカドにつきましては、なんかちょっとやっぱりこう栽培上未知数でちょっと不確定な要素があるということで、本人からは聞いております。それと現在は、バイトもなんかちょっと違うと■■■■■じゃないというような話も聞いておりますので、それは多分就農のためにブルーベリーの勉強に行ってらっしゃるのかな、というふうに考えております。以上です。よろしいでしょうか。

○議長

担当委員から終わりました。事務局から補足がありましたらお願いいたします。

○事務局

■■■さんにおかれましては■■■のほうから来られたということなんですけど、この農地の横に家がありまして、家と後ろに購入するということで、あの、耕作条件としては家も近くてですね。まあ、いいことかな。と、思っております。あの、農地を取得する条件としてはですね。農地法第3条第2項の許可要件は満たしていると思われます。以上です。

○議長

はい。担当委員と事務局からの補足が終わりました。記載されていますアボカドにつきましてはちょっと未定の部分もあるというようなことなんですけど、本当に難しい、あまり普通の人では見られないかな、と思いますけど。皆さん方から意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

ありませんか。新規就農者ということですが。

無いようでしたら採決いたします。

採決につきましては挙手でお願いいたしますけれども、これは農業委員さんだけの挙手ということになりますので、ご理解をお願いいたします。

同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので許可といたします。

それでは整理番号2・3(受付番号30・31)は受人が同じですので一括でお願いいたします。

○局長

※整理番号2・3の議案書を局長が朗読。

・整理番号2

【申請者】譲受人：■■■■■(■■)

譲渡人：■■■■■(■■)

【移動区分】贈与

【経営状況】家族：3人 労働力：3人 経営面積：10,197㎡

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 外2筆 地目：畑

総面積：2,442㎡

・整理番号3

【申請者】譲受人：■■■■■(■■)

譲渡人：■■■■■(■■)

【移動区分】贈与

【経営状況】家族：3人 労働力：3人 経営面積：10,197㎡

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 外4筆 地目：田畑

総面積：7,755㎡

○議長

事務局から終わりました。担当委員からの説明をお願いいたします。

○5番委員

あの、■■■■さんと■■さんはご夫婦でございまして、その息子が■■君でございまして、親から子へ贈与ということでございますが、あの、■■君は■■■■卒業後に農業を今までやってこられて、おおかた20年ということでございました。■■家の跡取りということでございますので、なんら問題もないと思いますので、皆さんの意見を。以上です。

○議長

担当委員から終わりました。事務局からの補足がありましたらお願いいたします。

○事務局

はい。担当委員のほうから報告がありましたように、同じ家族内での親子間の贈与ということです。農地法第3条第2項各号に該当しませんので要件

を満たしていると思われます。以上です。

○議長

親から子への贈与というようなことをございます。  
意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

ありませんか。無いようでしたら採決いたします。  
同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので許可といたします。

以上、議案第1号は全件許可といたします。

それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による買受適格証明願について、別紙のとおり農地法第3条の規定による買受適格証明願の決定を求めます。ということで挙がっております。

付帯といたしまして、買受適格証明書の交付を受けたものが、最高買受申出人、又は、次順位買受申出人となり、当該第3条許可申請書を提出した場合においては、農業委員会会長が当該証明書交付時と事情が異なっていると認めるときを除き許可して差し支えないものとする。ということで挙がっております。

事務局、受付番号1番からお願いいたします。

○局長

※受付番号1の議案書を局長が朗読。

【申請者】譲受人：■■■■■ (■■■)

【経営状況】家族：4人 労働力：4人 経営面積：51,983㎡

【土地表示】字：■■■■ 地番：■■■■■番 外1筆 地目：田畑  
総面積：1,828㎡

【申請理由】規模拡大

○議長

事務局から終わりましたけれども、補足がありましたらお願いいたします。

○事務局

■■■■■さんは、認定農業者の資格を持っている方で、特に問題ないと思われます。

○議長

買受適格につきましては問題ないと思われるというようなことをございますけれども、皆さん方から意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

ありませんか。無いようでしたら採決いたします。  
同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので決定といたします。

それでは2番の方をお願いいたしますが、あの、■■■■委員が兄弟になりますけども同居の家族またはということになっておりますので、同居ではありませんので、離席の必要はありません。

じゃ、事務局お願いいたします。

○局長 ※受付番号2の議案書を局長が朗読。

【申請者】譲受人：■■■■ (■■)

【経営状況】家族：4人 労働力：4人 経営面積：30,869 m<sup>2</sup>

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番 地目：田 面積：948 m<sup>2</sup>

【申請理由】規模拡大

○議長 事務局、補足がありましたらお願いいたします。

○事務局 ■■■■さんについても認定農業者で施設、飼料、米などを作っている農家ですので問題ないと思われれます。以上です。

○議長 認定農家で問題はないと思われるというようなことですが、この土地につきましては後でもでてきますが、かぶってしまったというようなことです。

意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

ありませんか。無いようでしたら採決いたします。  
同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので決定といたします。

それでは受付番号3番をお願いいたします。

○局長 ※受付番号3の議案書を局長が朗読。

【申請者】譲受人：■■■■ (■■)

【経営状況】 家族：3人 労働力：3人 経営面積：5,553 m<sup>2</sup>  
【土地表示】 字：■■■ 地番：■■■■番■ 外3筆 地目：田畑  
総面積：3,627 m<sup>2</sup>  
【申請理由】 規模拡大

○議長 事務局から終わりました。補足がありましたらお願いいたします。

○事務局 ■■さんは、■■に住所はあるんですが、現在、■■でお勤めをされていまして、お父さん、お母さんについても農業をされています。■■でも農業をされているということで、耕作証明を添付しております。■■のほうでは、WCSなどをやっております、農機具についてもトラクター、耕運機、マルチを一台ずつ。軽トラ2台あるということで申請がなされております。

○議長 通作の時間につきましては1時間かかるということでございますが、意見がありましたらお願いいたします。

○5番委員 ちょっといいですか。この5反5畝はどこにありますか。

○事務局 ■■に。

○5番委員 ■■にあるんですね。

○議長 はい。町外の方ですけれども、こういうことで買受したいというようなことで挙がっております。  
意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

ありませんか。無いようでしたら採決いたします。  
同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので決定といたします。  
それでは受付番号4番をお願いいたします。

○事務局 ※受付番号4の議案書を局長が朗読。

【申請者】 譲受人：■■■■ (■■)  
【経営状況】 家族：3人 労働力：3人 経営面積：42,994 m<sup>2</sup>  
【土地表示】 字：■■■ 地番：■■■■番■ 外4筆 地目：田畑

総面積：5,294 m<sup>2</sup>

【申請理由】規模拡大

○議長

事務局、補足がありましたらお願いいたします。

○事務局

■■■■さんも認定農業者の資格を取られております。家族のお父さん、お母さんも農業をされている状況です。農地の取得については問題ないと思われま

○議長

事務局の補足がおわかりました。認定農家で両親と経営してるというようなこと

(質疑なし)

ありませんか。無いようでしたら採決いたします。  
同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので決定といたします。  
それでは受付番号5番をお願いいたします。

○局長

※受付番号5の議案書を局長が朗読。

【申請者】譲受人：■■■■ (■■)

【経営状況】家族：4人 労働力：4人 経営面積：2,916 m<sup>2</sup>

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 外12筆 地目：田畑

総面積：8,849 m<sup>2</sup>

【申請理由】規模拡大

○議長

はい。説明が終わりました。補足がありましたらお願いいたします。

○事務局

はい。申請人の■■■■さんは、会社員兼農業ということで、兼業農家としてやられております。農業については、お父さん、お母さんも従事されております。■■さんと奥さんも従事するという

○議長

はい。事務局から補足が終わりました。都農の方ということですが、意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

ありませんか。

じゃ、同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので決定といたします。

以上、議案第2号は買受適格証明願は全件決定ということで決定をいたしました。

では、議案第3号 農地法第5条の規定による許可の取り消しについて、別紙のとおり農地法第5条の規定による許可の取り消しの承認を求めます。ということで挙がっております。

事務局お願いいたします。

○局長

※整理番号1の議案書を局長が朗読。

【申請者】譲受人：■■■■■ (■■)

譲渡人：■■■■■ (■■)

【移動区分】売買

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 外4筆

総面積：1,583㎡

【転用目的】アパート建設

○議長

事務局、補足をお願いいたします。

○事務局

申請地は、平成10年5月22日にアパート建設で許可になってます。それから次に、平成11年10月に事業計画変更の承認がでて、一部、住宅が建っていますが、取り消しについては、住宅の建った部分を除いて、許可が取り消されるということになります。

別に1枚紙で配った分をご覧いただきたいと思うんですけど、黒で囲んである分がこの平成10年5月に許可をした場所になります。この場所でアパート建設を行うということだったんですけど、一番上の■■■■■-■で個人住宅と書いてありますが、こちらについて住宅を建てるということで、これが平成11年に事業計画変更した部分であります。次の議案の関連で今回申請のところがでてきますが、この状態が現在平成10年に許可を受けたままになっております。アパート建設はやらないのでこの部分を全て許可を取り消す。一回、事業計画変更をやってるんですけど、事業計画変更をやって、個人住宅建設以外の農地について、特に何をするとというのが記載はしてなかったんで、残り全て許可を取り消して今回5条申請を新たにすることで許可取消を出しております。以上です。

○議長

ちょっと分かりにくい案件ですけども、以前に許可をもらったのを取り消して、その4号でまた別件がでてくるというようなことです。

今の説明は議案第4号の2番と関連がありますので合わせてお願いいたします。

それでは再度また戻っていただきまして、この許可の取消について承認もらって次の4号に入ります。分かりづらい案件ですけども取り消して、再度申請するというようなことです。取消の承認を求めますということで、取消。皆さん方意見が無いようですがよろしいですか。

(はい。)

無いようでしたら取消ということで、同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので承認といたします。

改めまして議案第4号に入ります。

農地法第5条の規定による許可申請について 別紙のとおり農地法第5条の規定による許可申請の承認を求めます。ということで挙がっております。

では、整理番号1(受付番号15)からお願いいたします。

○局長

※整理番号1の議案書を局長が朗読。

【申請者】譲受人：■■■■■ (■■)

譲渡人：■■■■■ (■■)

【移動区分】贈与

【土地表示】字：■■■■ 地番：■■■■■番■ 地目：畑 面積：64㎡

【転用目的】一般個人住宅(追認)

【施設概要】倉庫・ブロック塀の一部

○議長

事務局から終わりました。では担当委員からの説明をお願いいたします。

○4番委員

■■■■■さんのほうから話は聞いてるんですが、■■■さんは■■■さんの奥さんが兄弟というようなことになります。そんな関係でですね。■■■さんが転居されたときに、誤って隣の土地までブロックがはみ出していたというのが今になって分かってきた。ということでございます。それであの隣の畑を、今、売買の交渉中で調査したらこういうことが分かったということでございまして、よろしくということでございました。以上でございます。

○議長

担当委員から終わりましたが、事務局は補足がありましたらお願い

いたします。

○事務局

今回は追認という形になりますが、農地区分といたしましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で第2種と判断しております。以上です。

○議長

はい。補足が終わりましたけれども意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

ありませんか。無いようでしたら採決いたします。  
同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので承認といたします。  
それでは改めまして整理番号2（受付番号16）をお願いいたします。

○局長

※整理番号2の議案書を局長が朗読。

【申請者】譲受人：■■■■■（■■■）

譲渡人：■■■■■（■■■）

【移動区分】売買

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 地目：畑 面積：322 m<sup>2</sup>

【転用目的】一般個人住宅

【施設概要】住宅 85 m<sup>2</sup>

○議長

事務局から終わりました。担当委員からの説明をお願いいたします。

○6番委員

■■■さんに電話で聞き取りをいたしました。資金も構えてますし、それから許可下り次第、■■■建設にすぐ建ててもらおうように手配はしてあるということですので着工がすぐできると思いますのでよろしく皆さんのご審議のほどお願い申し上げます。

○議長

担当委員から終わりました。事務局から補足がありましたらお願いいたします。

○事務局

先ほど取消があった農地の案件になります。■■■■■さんと■■■さんがアパート建設のため5条の許可を出していた場所で、それを取り消して今回、申請するというものであります。立地場所については、都市計画区域内の第2種住居専用地域という場所になり、第3種農地に該当します。住宅を建て

るには問題ない場所と思われます。事業計画、資金計画等も要件を満たすと認められます。以上です。

○議長

事務局からの補足が終わりましたが、意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

ありませんか。無いようでしたら採決いたします。

承認とすることに同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので承認といたします。

それでは次は関連がありますので整理番号3～6（受付番号17）を一括でお願いいたします。

○局長

※整理番号3～6の議案書を局長が朗読。

・整理番号3

【申請者】譲受人：■■■■■ (■■)

譲渡人：■■■■■ (■■)

【移動区分】売買

【土地表示】字：■■■■ 地番：■■■■■番■ 地目：畑

面積：1,635 m<sup>2</sup>

【転用目的】貯木場

【施設概要】貯木場 22,078 m<sup>2</sup>

・整理番号4

【申請者】譲受人：■■■■■ (■■)

譲渡人：■■■■■ (■■)

【移動区分】売買

【土地表示】字：■■■■ 地番：■■■■■番■ 地目：畑

面積：1,190 m<sup>2</sup>

【転用目的】貯木場

【施設概要】貯木場 22,078 m<sup>2</sup>

・整理番号5

【申請者】譲受人：■■■■■ (■■)

譲渡人：■■■■■ (■■)

【移動区分】売買

【土地表示】字：■■■■ 地番：■■■■■番■ 地目：畑 面積：181 m<sup>2</sup>

【転用目的】 貯木場

【施設概要】 貯木場 22,078 m<sup>2</sup>

・整理番号6

【申請者】 譲受人：■■■■■ (■■)

譲渡人：■■■■■ (■■)

【移動区分】 売買

【土地表示】 字：■■■■ 地番：■■■■番■ 地目：畑 面積：984 m<sup>2</sup>

【転用目的】 貯木場

【施設概要】 貯木場 22,078 m<sup>2</sup>

○議長

事務局から終わりました。では、担当委員からの説明をお願いいたします。

○5番委員

■■■■■、■■■にできておる発電所でごさいます昨日責任者と話をしたんですが、とにかく貯木場がないということで、早速造りたいということでございまして。なぜならば、■■■にあるガソリンスタンドの前の貯木場に積み上げられていますが、あそこを確か町が今年の7月末には、町が買い受けたということでございまして、あそこを11月末までには、移動させてほしいということでございまして、急遽整理して置場をあちらに持って行くということでございまして。あの、一つ言えるには、今、■■■■■さんに積み上げられているところも移動してほしいということでなかなか簡単にはいかないので、この場所、2町2反ですかね。早く造って置場を替えたいということでございまして。以上です。

○議長

担当委員から終わりました。事務局から補足がありましたらお願いいたします。

○事務局

はい。この申請地の農地については4筆あります。3,990 m<sup>2</sup>になりまして、県の諮問会議に掛ける案件であります。事業内容につきましては、貯木場ということですが、農地周辺の山林を一体として貯木場として使うということになっております。この農地については、いわゆる1種農地と3種農地が混在する場所にはなるのですが、事業総面積の3分の1、22,078 m<sup>2</sup>の3分の1以内であれば、このような転用は認められる要件としてありますので、県が今後現場に来て確認はすると思っておりますが、要件は満たしていると思われまます。以上です。

○議長

以上、担当委員と事務局の補足が終わりましたけれども、貯木場として利用するというようなことで、事務局から補足がありましたように3000 m<sup>2</sup>を超える案件につきましては、農業会議の諮問会議に掛かるというような案件でございます。

意見がありましたらお願いいたします。

- 6番委員 私も農地委員会で行ったんですけど、今地積図を見てみると上の部分の三角の小さいところに申請では■■■■■-■は、■■■■■-■はですね。隠れているけど、どこにあるのかな。この■■■■■-■だけが残ってしまうようなかんじなんですけど。■の所在はどこにあんのかなと。例えば、29ページのところに■と■が同じ1筆で書かれてますけど、その境の線が入ってないし、31ページを見たら■と■が同じようなかんじになるんですけどこれがちょっとはつきりしてないのでどうかなと思って。
- 局長 道路ですね。
- 事務局 そうです。
- 局長 ■だけでしたっけ。
- 6番委員 ■は行方不明では。
- 4番委員 ■が道路敷きになっている。
- 議長 ■がこう黒線のようなかんじがするね。
- 4番委員 道路になっています。
- 6番委員 この、細長い部分。
- 局長 町道部分かなと思うんですけど。
- 6番委員 町道部分ですか。
- 局長 はい。道がおかしいですけどね。■■■■■-■はちょっとわかりませんが。道路と思うんですけどね。
- 6番委員 と、いうことにしましょう。
- 議長 分かりづらいですね。
- 6番委員 分かりづらいですね。たぶんこの三角を書いてあるその下の細長い部分ですね。たぶんね。
- 局長 町道敷きです。
- 6番委員 はい。分かりました。

- 4番委員 いいですか。質問。
- 議長 はい。
- 4番委員 この今の申請地がとびとびでございますけど、その真ん中もこれ貯木場で現在、申請が宅地かなんかですかね。
- 6番委員 山林。
- 4番委員 山林ですか。それじゃ、山林はいいわけですね。
- 6番委員 申請はいらん。
- 4番委員 その山林の端にある農地をこの中に入れると。
- 局長 31ページを見てもらうと分かり易いかもしいですね。
- 4番委員 ああ、これ、31ページな。
- 局長 囲んであります。名前入り。
- 4番委員 そういう意味ですね。
- 5番委員 結局、農業委員会で審査すつとは農地だけじゃから。
- 4番委員 農地だけの部分を今日は今、案件挙がったということですね。
- 議長 さっき、何番委員でしたかね。
- 11番委員 ええと、ちょっと教えてもらうといいんですけど、この5条が通ったら、この貯木場は、地目はなんになるんですか。
- 局長 雑種地でしょうかね。
- 11番委員 住宅とかであれば宅地。なんになるのかなあとって。分かりました。
- 6番委員 ■■■■敷地と一緒に雑種地やね。
- 議長 こうして図面で見るとですね。農地であるわけです。現場は荒れた状態ではありませんけども、あんまりきれいに耕作をしているようなところではないですね。1筆31ページの■■■■-■ですかね。そこはまあまあ耕作されて

いましたけれども。

○局長 雑種地と思われるので、登記はまたしっかりそこはまた登記官が判断をされると。

○11番委員 いや、どうなるのかなあとと思って。

○局長 雑種地ですね。

○11番委員 はい。分かりました。

○議長 他にはありませんか。  
無いようでしたら採決いたします。

○12番委員 ちょっといいですかね。  
あの、雑種地、いわゆる今度の場合は山林と農地がついている中において、まあ、農地の部分だけですよね。で、例えばこれが雑種地になってきた時に今後また雑種地から違う形でやると言った時には、やっぱりこの農業委員会のほうを通るような形になるのですか。雑種地から例えば宅地とかというふうになった時には。ここだけの話をしているのではないのですけど。全体的な流れの中で、例えば、いわゆる雑種地として今、登記が済んでいるところ辺りとかに例えばその作業所であったりとか、宅地とか、建てたときにはこれもやっぱり農業委員会の申請というのは当然必要になってくるわけですか。

○局長 いや、もう必要ない。

○12番委員 雑種地の場合は、問題ないわけですね。

○局長 はい。農地から離れますので。

○議長 よろしいですか。

○12番委員 はい。

○議長 他にはありませんか。

(質疑なし)

無いようでしたら3番から6番まで一括で同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので承認といたします。

以上、議案第4号は全件承認といたします。

議案第5号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により別紙の農用地利用集積計画の決定を求めます。ということで挙がっております。

1番から3番までは中間管理権の設定ということですので一括でお願いいたします。

○事務局

所有権移転の5号です。すいません。間違っていました。

○議長

5号ですね。

はい。それでは、議案第5号 農用地利用集積計画(所有権設定)の決定について 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により別紙の農用地利用集積計画の決定を求めます。ということで挙がっております。

では、事務局お願いいたします。

※整理番号1(受付番号12)の議案書を局長が朗読。

○局長

【申請者】譲受人：■■■■■ (■■)

譲渡人：■■■■■ (■■)

【移動区分】売買

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 地目：畑 面積：2,389㎡

【利用目的】飼料作物

【売買価格】■■■■円

【支払方法】現金支払

【移転時期・支払期限・引渡時期】平成29年8月8日

○議長

これはあっせん委員からの報告をお願いいたします。

○4番委員

7月6日に私と■■さんとであっせんを行いました。内容は今事務局が説明したとおりでございます。以上です。

○議長

あっせんの案件ですけど何か意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

無いようでしたら同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので決定といたします。

議案第6号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により別紙の農用地利用集積計画の決定を求めます。ということで挙がっております。

整理番号1（受付番号32）から整理番号3（受付番号34）までは中間管理権の設定ということで、一括でお願いいたします。

○局長

※整理番号1から整理番号3の議案書を局長が朗読。

・整理番号1

【申請者】借受人：公益社団法人 宮崎県農業振興公社（宮崎市）  
貸渡人：■■■■■（■■■）

【移動区分】賃貸借

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■■番■ 外1筆 地目：畑  
総面積：6,145 m<sup>2</sup>

【利用目的】露地野菜

【始期～終期】平成29年9月1日～平成39年8月31日（10年間）

・整理番号2

【申請者】借受人：公益社団法人 宮崎県農業振興公社（宮崎市）  
貸渡人：■■■■■（■■■）

【移動区分】賃貸借

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■■番 外2筆 地目：田  
総面積：7,618 m<sup>2</sup>

【利用目的】飼料作物

【始期～終期】平成29年9月1日～平成39年8月31日（10年間）

・整理番号3

【申請者】借受人：公益社団法人 宮崎県農業振興公社（宮崎市）  
貸渡人：■■■■■（■■■）

【移動区分】賃貸借

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■■番■ 外1筆 地目：畑  
総面積：4,940 m<sup>2</sup>

【利用目的】露地野菜

【始期～終期】平成29年9月1日～平成39年8月31日（10年間）

○議長

以上、整理番号1から3番まではそれぞれ担当委員のほうで現場の確認等がされておるとおもいますが、意見がありましたらお願いいたします。  
ありませんか。

○2番委員

すみません。確認です。

33番の10aあたりの金額ですけども、■■■■円。これは、あの、飼料作物なのでそれで間違いなく。

○事務局 これも公社がもう配分計画にも書いてあるとおりだということでありませ

○2番委員 間違いなく。

○12番委員 これ、農地中間管理機構のあれですかね。

○局長 そうです。中間管理権の設定です。

○2番委員 第3者に貸すと。

○局長 はい。

○12番委員 そういう形ですね。

○局長 はい。公社が(案)の右のほうに。

○12番委員 ということはその■■■■やはブロッコリーとかそういうことですかね。野菜ですからね。

○議長 ブロッコリーですね。他にはありませんか。

(質疑なし)

それでは、無いようでしたら1番・2番・3番に関しまして同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので決定といたします。  
それでは整理番号4(受付番号35)をお願いいたします。

○局長 ※整理番号4の議案書を局長が朗読。

【申請者】借受人：■■■■(■■)  
貸渡人：■■■■(■■)

【移動区分】使用貸借

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 地目：畑  
面積：1,509 m<sup>2</sup>

【利用目的】 露地野菜

【始期～終期】 平成 29 年 8 月 1 日～平成 39 年 7 月 31 日（10 年間）

- 議長 事務局から終わりました。担当委員からの説明をお願いいたします。
- 6 番委員 直に■■■さんにお聞きしました。えっと、一応、親子ですので問題は無いと思われまじけれども、■■■さんは普及協力員をされておまして非常に優秀な方ですので使用貸借を結んでも、以後、問題は無いと思われまじ。皆さん方のご審議の程、よろしく願い申し上げます。
- 議長 担当委員からの説明が終わりましたけれども、事務局、補足がありましたらお願いいたします。
- 事務局 はい。これは、農業者年金関係で行うものでもあります。この一部分だけですね。■■■さんのお母さんからの相続があったということです。その部分の使用貸借を結ぶものであります。以上です。
- 議長 はい。担当委員と事務局からの補足が終わりましたけれども、意見がありましたらお願いいたします。
- (質疑なし)
- ありませんか。無いようでしたら採決いたします。  
同意される方の挙手をお願いいたします。
- (全員挙手)
- 全員ですので決定といたします。  
以上、議案第 6 号は全件決定といたします。
- 局長 それでは、その他の報告であります最後のページ、45 ページになります。農地利用配分計画ということで。先ほど見ていただいた分は(案)なんですけど、これは第 5 回の 5 月 31 日の定例総会で審議をいただいた分です。原案どおり、あの、決定ということになりましたので一応報告しておきます。以上です。
- 議長 それではここで農地パトロールの報告をお願いいたします。
- 9 番委員 (内容省略)
- 議長 ここで、暫時休憩といたします。

(休憩 10:12~10:20)

それでは会議を再開いたします。  
事務局から利用状況調査について。

○事務局

はい。

(利用状況調査の説明 内容省略)

○局長

これで本日の議案の審議並びに報告事項等すべて終了しました。

ご起立ください。

以上をもちまして第7回定例農業委員会総会を閉会いたします。  
一同礼。

上記議事の経過ならびに結果を明確にするためこの議事録を作成し、議事録署名委員はこれに署名押印した。

都農町農業委員会定例総会 議長

⑩

議事録署名委員 2番

⑩

議事録署名委員 3番

⑩